



2026年6月19日

各 位

会 社 名 株式会社エクセディ
代表者名 取締役代表執行役社長 吉永 徹也
(コード番号：7278) 東証プライム
問合せ先 取締役代表執行役副社長
経営戦略推進本部長 豊原 浩

(TEL. (072)822-1152)

執行役に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2026年6月19日開催の報酬委員会において、役員報酬制度の見直しを行い、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議しましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的

当社は、本日開催の第76回定時株主総会において指名委員会等設置会社への移行に係る定款変更の議案が承認されたことを受け、役員報酬と会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確にし、当社の中長期的な業績の向上による企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的として、当社の役員報酬制度の見直しを行い、従来の譲渡制限付株式報酬制度に代え、新たに本制度を導入することを決定いたしました。

本制度においては、指名委員会等設置会社に移行した後の執行役（当社の取締役を兼務する執行役を含みます。以下「対象執行役」といいます。）に対して、当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の割当てのために金銭債権を報酬として支給することとなります。

2. 本制度の概要

今般、新たに導入する報酬制度は、当社の報酬委員会があらかじめ定める連結ROE等の業績目標の達成度に応じて本株式を交付する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度です。

対象執行役は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、本株式について交付を受けることとなります。

本制度は原則として一定の業績評価期間における業績目標をあらかじめ報酬委員会において決定し、その業績目標の達成度合いに応じて、業績評価期間終了後に本株式を交付いたします。

本制度に係る各対象執行役への具体的な支給時期及び内容については、報酬委員会において決定いたします。また、本制度に基づく1株当たりの払込金額は、当社の取締役会決議（以下「交付決定」といいます。）の日の前営業日における東京証券取引所における本株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値といたします。）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象執行役に特に有利な金額とならない範囲において、当社の交付決定において決定いたします。

なお、本制度においては、対象執行役の勤務期間に関し対象となる期間（以下「対象期間」といいます。）中に、対象執行役が正当な理由により退任した場合（退任と同時に当社の執行役又は取締役のいずれかの地位に就任又は再任する場合及び死亡により退任する場合を除きます。）、一定の組織再編等に関して承認された場合、対象期間開始以降に対象執行役が死亡により退任した場合、交付決定時に対象執行役が国内非居住者である場合等、一定の場合には、対象執行役（又は予め定める手続に従い権利を承継する者）に対して、本制度による本株式の交付に代えて、金銭を支給いたします。

また、本株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象執行役との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします（但し、対象執行役が本株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給を受ける時点において、当社の執行役、取締役その他当社報酬委員会が定める役職のいずれの地位にもない場合はこの限りではありません。）。

本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象執行役が野村証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

以 上